

○甲南大学キャンパス・ハラスメント防止対応委員会規程

平成18年9月28日

大学会議制定

改正 平成26年1月30日

平成27年3月19日

平成27年4月1日

学長決定

改正 平成27年5月21日

(目的)

第1条 キャンパス・ハラスメントの防止と救済を目的として、甲南大学にキャンパス・ハラスメント防止対応委員会（以下「防止対応委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この規程において、キャンパス・ハラスメント（以下「ハラスメント」という。）とは、次のようなことをいう。

- (1) キャンパスにおいて、性的な行為・言動によつて、相手方の人格を傷つけること。
- (2) 教員と学生等とのあいだで、又は教員相互間において、教育指導あるいは指導的役割を担う立場の者が、その立場等を利用し、教育・研究上逸脱した行為・言動によつて、相手方の修学環境又は教育・研究環境を損なうこと。
- (3) 課外活動も含め学修生活のすべての領域において、優位な立場にある者が、その立場等を利用し、教育指導上逸脱した行為・言動によつて相手方に心的傷害を与え活動意欲を失わせること。
- (4) その他、相手に不利益を与えたり不快に思わせるような行為・言動によつて相手方の修学環境又は教育・研究環境を損なうこと。

2 ハラスメントに関する具体的事例については、防止対応委員会が個別に判断を行う。

3 ここでいうキャンパスとは、正課・課外活動や職場だけでなく、大学関連で催された宴席や合宿、研究・研修会等を含む。

(適用範囲)

第3条 この規程は、次の者に適用する。

- (1) 学部学生、大学院学生、留学生、研究生、科目等履修生及び聴講生等（以下「学生」という。） 本学において教育をうける者
- (2) 常勤・非常勤・嘱託等を問わず、本学に在職する教員、研究員、職員及びその他本

学の教育・研究・課外活動に関わる者等（以下「教職員等」という。）

（防止対応委員会）

第4条 防止対応委員会は、次の者をもつて構成する。

- (1) 副学長 1名
 - (2) 学生部長、学長室事務部長及び総務部長
 - (3) 学長が指名する専任教員 若干名
- 2 前項第3号の委員の任期は、学長が必要に応じて1年以内で期間を定める。ただし、引き続き再任されることを妨げない。
- 3 委員長は、第1項第1号の委員がこれにあたり、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員会が必要と認めるときは、委員以外の外部専門家等を委員会に出席させることができる。
- 5 委員会は、委員長を含む過半数以上の委員出席をもつて成立する。
- 6 防止対応委員会の議事は、原則として非公開とする。

（任務）

第5条 防止対応委員会の任務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) ハラスメントに関する苦情相談、苦情処理の申立ての受付、対応及び救済等
 - (2) 第8条に定めるキャンパス・ハラスメント調査委員会の報告を経た案件に関する取り扱いについての学長への進言
 - (3) ハラスメントへの対応内容に関する苦情相談者や苦情処理申立者、被申立者等への説明
 - (4) ハラスメント防止に関する情報収集、研修、啓発
 - (5) その他ハラスメントに関する重要事項
- 2 防止対応委員会は、ハラスメントに関する問題の処理報告を、学長及び理事長に対して定期的に又は必要に応じて行う。
- 3 苦情相談者や苦情処理申立者が深刻な被害を受けていると判断される場合は、防止対応委員会は当該者を救済するために緊急に必要とされる措置を学長若しくは理事長に求めることができる。ただし、その際には被申立者等の心情や立場などを十分配慮しなければならない。

（相談窓口）

第6条 防止対応委員会は、ハラスメントに関する相談窓口を設置し、相談員を置く。

- 2 相談員は、相談者から苦情の内容を聞き取り、苦情処理の申立があつた場合には、第7

条に定めるコーディネーターに迅速に報告しなければならない。

(コーディネーター)

第7条 ハラスメントに関する対応及び救済に迅速に対応するために、委員会にコーディネーターを置き、次の者が具体的な対応にあたる。

(1) 学生の場合 学生部長

(2) 教職員等の場合 総務部長又は委員長が指名する防止対応委員会委員

2 事故その他の理由によりコーディネーターが欠けたとき、又はコーディネーターとなる者が適当でない場合は、委員長が代理を委員の中から指名するものとし、必要と判断される場合には、委員長自身がコーディネーターになることができる。

3 コーディネーターは、相談員からの報告を受け、その内容を確認の上、適宜対応する。ただし、必要に応じて防止対応委員会に報告し、適切な対応を協議・実行することができる。

4 委員長は、コーディネーターからの報告を受け、申立てが第2条の内容に相当しないと判断される場合には、当該事案を不受理とすることを含め適宜必要な指示を行う。

5 コーディネーターの具体的な対応の内容は、原則として非公開とする。

(調査委員会)

第8条 防止対応委員会は、必要に応じてキャンパス・ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

2 調査委員会は、次の者をもつて構成し、防止対応委員会の議を経て防止対応委員会委員長が指名する。

(1) 委員長 1名

(2) 委員 若干名

3 調査委員会の任務は、次に掲げる事項とする。

(1) 関係者等から事情を聴取し、ハラスメントの事実を調査・確認する。

(2) 調査結果は、文書にて速やかに防止対応委員会委員長に報告する。

(不利益な取扱いの禁止)

第9条 防止対応委員会委員、相談員、コーディネーター、調査委員会委員等の関係者は、対応の過程において、関係する学生、教職員等が不利益を被ることがないように配慮のうえ対処しなければならない。

(不服申立て)

第10条 防止対応委員会の対応に不服がある苦情申立者及び被申立者は、不服申立てを行

うことができる。

2 不服申立てを行う者は、防止対応委員会に、不服の内容を書面により提出しなければならない。

3 防止対応委員会は、不服申立てがあつた場合は適切に対応しなければならない。

(守秘義務)

第11条 防止対応委員会委員、相談員、コーディネーター、調査委員会委員等の関係者は、ハラスメント事案に関して知り得た情報について守秘義務を負う。また、関係する職務を退任した後も同様とする。

(対応指針の作成)

第12条 防止対応委員会は、本規程に基づく対応が適切に実行されることを目的に「キャンパス・ハラスメントに関する対応指針」を作成するものとする。

(事務)

第13条 この規程に関する事務は、委員長の指示の下、学生部及び総務部人事課が行う。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、大学会議の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成18年9月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年1月30日から施行し、平成25年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改廃は、平成27年4月1日から学長決定により行う。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。